⑰　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
⑱　本工事は、「若手技術者の配置」「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動の実施」について評価する工事である。
⑲　本工事は、発注者が想定する標準工程表を契約後に提示する「工程提示型」の試行工事である。
⑳　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。
　なお、選択にあたっては、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に通知するものとする。
㉑　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
　なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。
㉒　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形測量、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。
㉓　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
㉔　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
㉕　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ（https://www.pa.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/kekka/koujisekkeisyo/）にて公表する。
㉖　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
㉗　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。
㉘　本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、又は単体有資格者であること。
　なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和５・６年度の北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。
⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局副局長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した「港湾等しゅんせつ工事」における客観点数が950点以上であること。）。
　なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を750点以上とする。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成20年４月１日から本工事の公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
　同種工事とは、以下のとおり。
①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者
　「港湾におけるポンプ浚渫船による浚渫工事」
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員
　「港湾におけるポンプ浚渫船又はグラブ浚渫船による浚渫工事」
　なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　技術提案に対する技術的所見が適正であること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
　なお、本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は１名とし、２名以上申請した場合は欠格とする。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成20年４月１日から本工事の公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体で申請を行う場合は、代表者以外の構成員から配置予定の技術者に対しては、同種工事の施工経験は求めない。
　同種工事とは、以下のとおり。
　「港湾におけるポンプ浚渫船又はグラブ浚渫船による浚渫工事」
　当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑤　専門技術力が適正であること。
⑥　申請する技術者が、平成20年４月１日以降に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「休業」という。）を取得している場合は、当該休業に相当する期間を、上記施工実績を求める期間に加えることができる。
⑻　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。
①　⑺に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。
②　他の工事に技術者として従事していないものであること。
③　定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）